

第9期介護保険料の設定について（案）

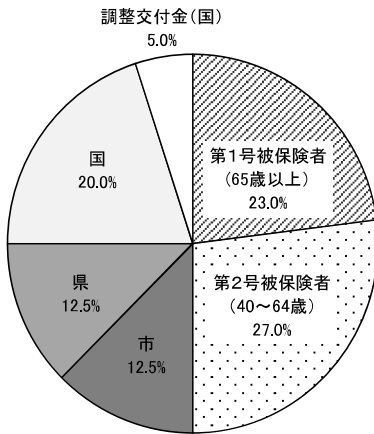
1. 財源構成

(1) 介護給付等の財源構成

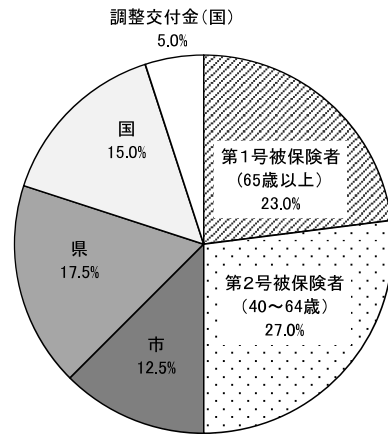
○介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料および第2号保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金で賄われます。第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第1期17%、第2期18%、第3期19%、第4期20%、第5期21%、第6期22%と上昇していましたが、第7期からは23%となっています。

○国の調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を乗じて算出されます。湖南省では、調整交付金を受け取れない自治体であることから調整交付金は0円となり、その分必要となる財源は第1号保険料で充足しなければいけません。

《居宅給付費の財源構成》



《施設等給付費の財源構成》

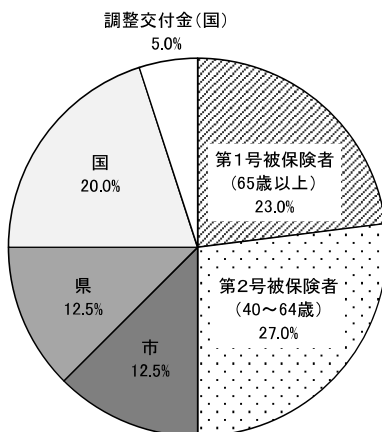


(2) 地域支援事業の財源構成

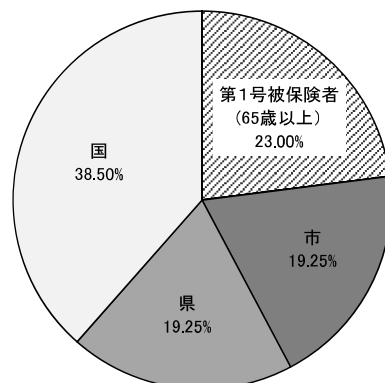
○地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、県、市による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。

○包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国、県、市による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

《介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成》



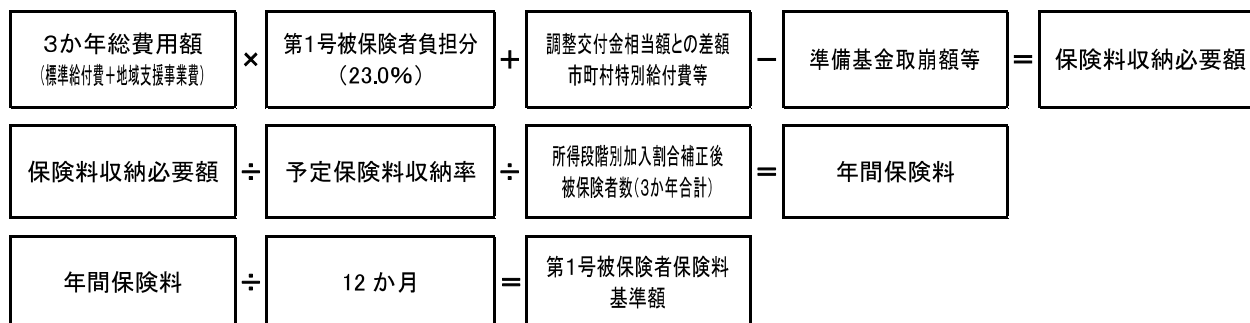
《包括的支援事業・任意事業の財源構成》



2. 第1号被保険者の介護保険料設定について

(1) 保険料算定の手順

○介護保険料の算定は以下の計算で行います。



■3か年総費用額

施設・居住系サービス、在宅サービスなどの介護サービス費、地域支援事業費、高額介護サービス費など、全ての費用の3年間の合計額。

■第1号被保険者負担分

総費用額のうち、23%を第1号被保険者の保険料でまかなうこととされている。

■調整交付金相当額との差額

調整交付金は、総費用額の5%を標準とし、後期高齢者の割合及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料額の格差調整のために交付されるものであり、その差額を算入する。

■準備基金取崩額等

第8期計画期間中に積み立てられた準備基金のうち、第9期介護保険料の軽減を図るために取り崩す額及び保険者機能強化推進交付金等交付額のうち保険料の軽減に充当する額。

■保険料収納必要額

第1号被保険者の保険料によりまかなう必要がある3年間の必要額。

■保険料収納率

第1号被保険者の保険料収納割合で、過去の実績を勘案して見込む。

■所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別の被保険者数に、各所得段階別の保険料率を掛け合わせ、合計した人数。(所得段階別保険料の多段階化により計算)

■第1号被保険者保険料基準額

第9期計画期間中における基準となる保険料額。所得段階により保険料率が異なり、低所得者は負担が軽減され、高所得者は高負担となる。

(2) 保険料収納必要額等

給付費の見込みや第1号被保険者数の見込みをもとに算出した結果は以下のとおりです。

	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	合計
①標準給付費見込額	3,797,051,804 円	3,920,026,314 円	4,060,660,160 円	11,777,738,278 円
②地域支援事業費	147,453,693 円	149,444,371 円	151,383,283 円	448,281,347 円
うち、介護予防・日常生活支援総合事業費	44,065,693 円	46,056,371 円	47,995,283 円	138,117,347 円
③第1号被保険者負担分相当額	907,236,264 円	935,978,258 円	968,769,992 円	2,811,984,514 円
④調整交付金相当額	192,055,875 円	198,304,134 円	205,432,772 円	595,792,781 円
⑤調整交付金見込交付割合	0.00%	0.00%	0.00%	
⑥調整交付金見込額	0 円	0 円	0 円	0 円
⑦市町村特別給付費等	0 円	0 円	0 円	0 円
⑧財政安定化基金拠出金見込額	/			0 円
⑨財政安定化基金償還金				0 円
⑩準備基金残高(R5 年度末見込)				200,000,000 円
⑪準備基金取崩額				96,500,000 円
⑫保険者機能強化推進交付金等の交付見込額				0 円
⑬保険料収納必要額	③+④-⑥+⑦+⑧-⑨-⑪-⑫			3,311,277,295 円
⑭予定保険料収納率				99.21%
⑮予定保険料収納率を考慮した必要額	⑬÷⑭			3,337,644,688 円

※各費用の見込みには端数が含まれるため、3か年間総費用額と一致しない場合があります。

※介護報酬単価の改定が予定されているため、国より改定率が示された段階で、その影響額を加味した標準給付費見込額に差し替えます。

(3) 所得段階別保険料の設定

被保険者の所得や収入に応じた保険料の負担割合（乗率）を設定することで、低所得者の負担軽減を図っており、湖南省では第8期計画において、基準月額（第5段階の保険料）である6,110円に対して、下記の12段階を設定しています。なお、第8期計画における全国の平均基準月額は6,014円となっています。

■ 第8期計画における湖南省の介護保険料段階

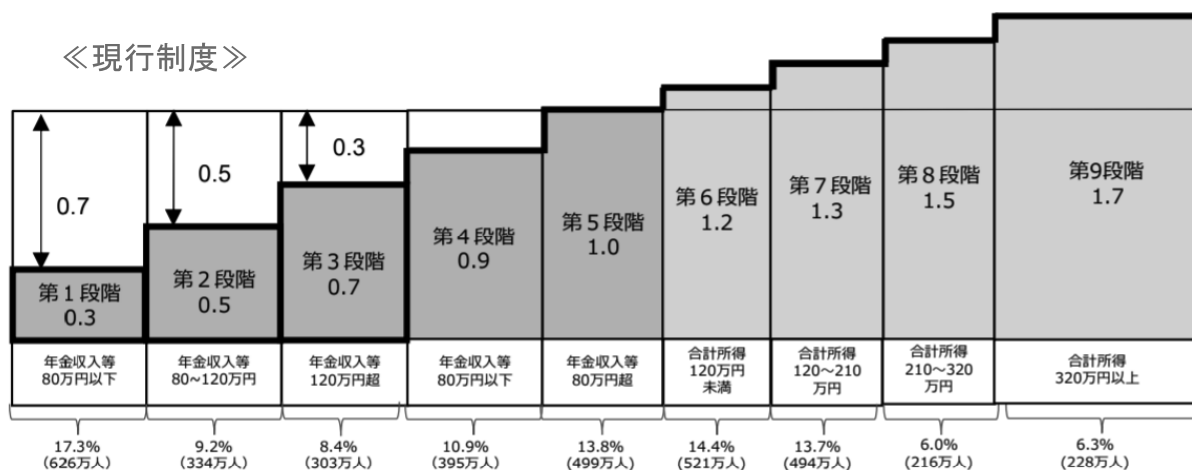
所得段階	対象者	乗率	月額 保険料額
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	0.5 (0.3)	1,833 円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円以下の人		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 120 万円以下の人	0.75 (0.5)	3,055 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	0.75 (0.7)	4,277 円
第4段階	本人は住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円以下の人	0.88	5,377 円
第5段階	本人は住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる)で上記以外の人	1	6,110 円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の人	1.15	7,027 円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上、200 万円未満の人	1.26	7,699 円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上、350 万円未満の人	1.46	8,921 円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 350 万円以上、450 万円未満の人	1.51	9,226 円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 450 万円以上、750 万円未満の人	1.86	11,365 円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 750 万円以上、1,000 万円未満の人	2.01	12,281 円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人	2.16	13,198 円

※第1段階から第3段階の()の乗率は低所得者層に対する介護保険料軽減対策により市の定めた算定乗率よりも引き下げて保険料の軽減を行うこととされた制度により実際に保険料の基準額に乗じている割合です。市の定めた乗率との差分については、国、県、市より補助を受けることができます。

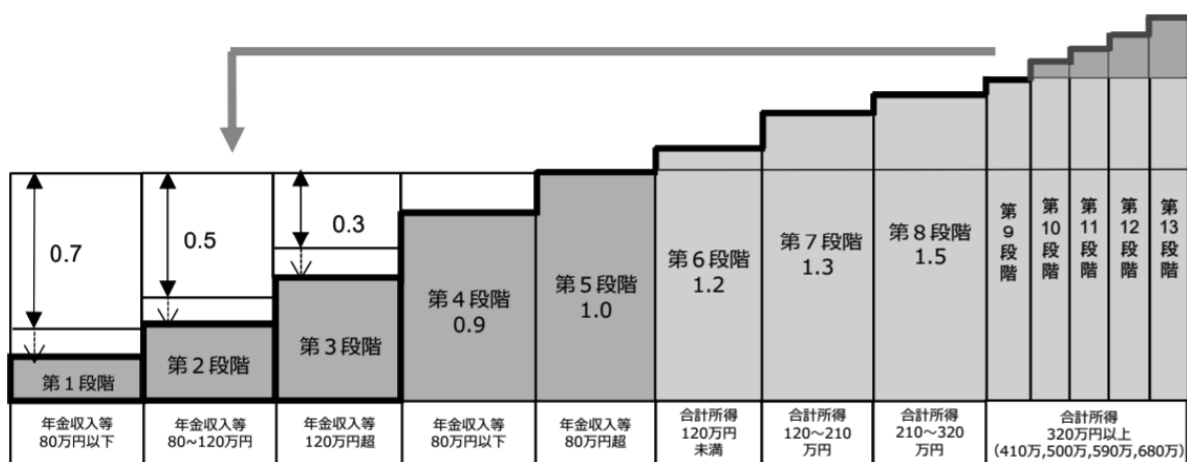
(2) 第9期における国の標準段階区分

第8期計画まで、国の標準的な所得段階の区分数は9段階とされていましたが、第9期計画では13段階とする案が示されています。低所得者の保険料上昇を抑制する必要があり、負担能力に応じた負担の観点から、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引下げについて検討されています。なお、第1段階から第3段階までについては公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大するなどの措置がとられる予定です。

■ 第9期における所得段階設定のイメージ



《見直し例》



(4) 湖南省における第9期保険料額のパターン

3年間における保険料収納必要額をもとに、保険料段階区分と乗率のパターンごとに算出した基準額のイメージは次のとおりです。

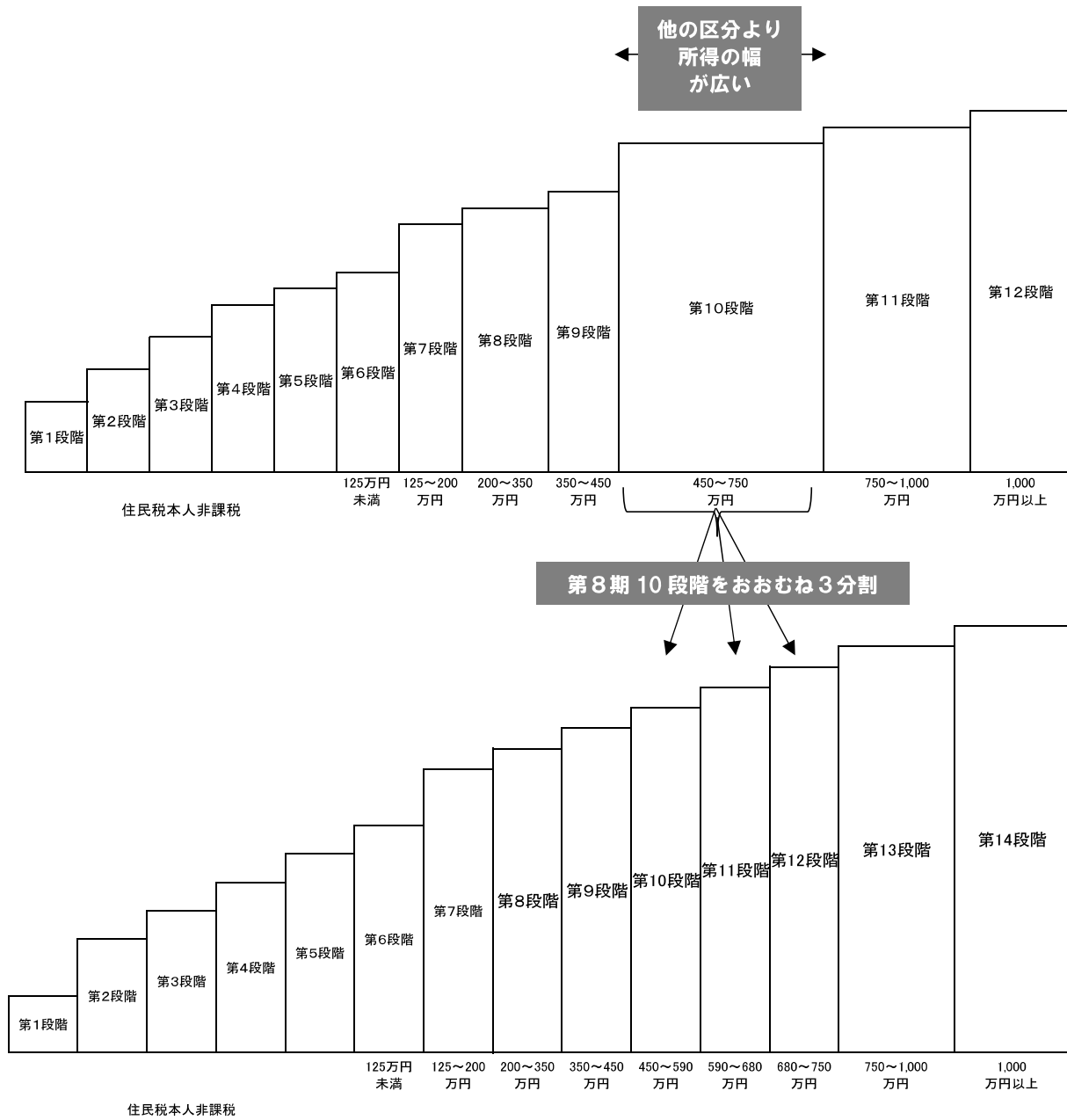
■ 保険料段階区分と乗率によるパターン

	所得段階設定	考え方	保険料基準額	
			算出額	基金取崩後
①	(参考)第8期と同じ 12段階	■ 段階設定、乗率ともに第8期のままとした場合。(国の基準が13段階となったことから、13段階未満の設定はできないと思われる)	6,272円	-
②	第8期第10段階を細分化し国の乗率を踏まえた14段階	■ 第8期の10段階では所得区分の幅が大きいことから、段階を細分化する。 ■ 第6段階以上の乗率について国の標準に近づける。	6,263円	6,110円
③	第8期第10段階を細分化し国の乗率を踏まえた14段階(第6段階、第7段階を引き下げ、第11段階を引き上げ)	■ パターン②から第6段階、第7段階の乗率を引き下げ、第11段階を引き上げる。	6,288円	6,110円

※準備基金取崩額を調整することで、いずれのパターンにおいても基準額は6,110円として
います。

※尚、保険料については、現在の算定によるものであり、今後国の動向により、変更になる可能性
があります。

■ 第10段階の細分化のイメージ(パターン②③の場合)



案① (参考) 第8期と同じ12段階 準備基金取り崩し額なし

第9期介護保険料

第8期介護保険料

所得段階	対象者	被保険者数見込 (令和16年度)	被保険者割合 見込	第9期乗率	月額保険料額	第8期との差額	第8期乗率	第8期保険料額
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	1,334人	9.3%	0.5 (0.3)	1,882円	+49円	0.5 (0.3)	1,833円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人							
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人	1,097人	7.6%	0.75 (0.5)	3,136円	+81円	0.75 (0.5)	3,055円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	979人	6.8%	0.75 (0.7)	4,390円	+113円	0.75 (0.7)	4,277円
第4段階	本人は住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	1,460人	10.2%	0.88	5,519円	+142円	0.88	5,377円
第5段階	本人は住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる)で上記以外の人	2,736人	19.1%	1	6,272円	+162円	1	6,110円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	2,818人	19.6%	1.15	7,213円	+186円	1.15	7,027円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上、200万円未満の人	1,847人	12.9%	1.26	7,903円	+204円	1.26	7,699円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上、350万円未満の人	1,385人	9.7%	1.46	9,157円	+236円	1.46	8,921円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上、450万円未満の人	285人	2.0%	1.51	9,471円	+245円	1.51	9,226円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上、750万円未満の人	239人	1.7%	1.86	11,666円	+301円	1.86	11,365円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上、1,000万円未満の人	65人	0.5%	2.01	12,607円	+326円	2.01	12,281円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	110人	0.8%	2.16	13,548円	+350円	2.16	13,198円

()は低所得者の保険料を軽減した後の乗率です。

案② 第8期第10段階を細分化し国の乗率を踏まえた14段階

準備基金取り崩し額あり

第9期介護保険料

第8期介護保険料

所得段階	対象者	被保険者数見込 (令和16年度)	被保険者割合 見込	第9期乗率	月額保険料額	第8期との差額	第8期乗率	第8期保険料額
第1段階	生活保護の受給者、または高齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	1,334人	9.3%	0.445 (0.3)	1,833円	0円	0.5 (0.3)	1,833円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人							
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人	1,097人	7.6%	0.68 (0.5)	3,055円	0円	0.75 (0.5)	3,055円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	979人	6.8%	0.69 (未確定)	4,216円	-61円	0.75 (0.7)	4,277円
第4段階	本人は住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	1,460人	10.2%	0.88	5,377円	0円	0.88	5,377円
第5段階	本人は住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる)で上記以外の人	2,736人	19.1%	1	6,110円	0円	1	6,110円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	2,818人	19.6%	1.18	7,210円	+183円	1.15	7,027円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上、200万円未満の人	1,847人	12.9%	1.29	7,882円	+183円	1.26	7,699円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上、350万円未満の人	1,385人	9.6%	1.50	9,165円	+244円	1.46	8,921円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上、450万円未満の人	285人	2.0%	1.55	9,471円	+245円	1.51	9,226円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上、590万円未満の人	150人	1.0%	1.87	11,426円	+61円	1.86	11,365円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が590万円以上、680万円未満の人	58人	0.4%	1.92	11,731円	+366円	1.86	11,365円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が680万円以上、750万円未満の人	31人	0.2%	1.96	11,976円	+611円	1.86	11,365円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上、1,000万円未満の人	65人	0.5%	2.10	12,831円	+550円	2.01	12,281円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	110人	0.8	2.25	13,748円	+550円	2.16	13,198円

()は低所得者の保険料を軽減した後の乗率です。

案③ 第8期第10段階を細分化し国の乗率を踏まえた14段階（第6・7・11段階を引き下げる） 準備基金取り崩し額あり

所得段階	対象者	被保険者数見込 (令和6年度)	被保険者割合 見込	第9期介護保険料		第8期介護保険料	
				月額保険料額	第8期との差額	第8期乗率	第8期保険料額
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	1,334人	9.3%	1,833円	0円	0.5 (0.3)	1,833円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人						
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人	1,097人	7.6%	3,055円	0円	0.75 (0.5)	3,055円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	979人	6.8%	4,216円	-61円	0.75 (0.7)	4,277円
第4段階	本人は住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	1,460人	10.2%	5,377円	0円	0.88	5,377円
第5段階	本人は住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる)で上記以外の人	2,736人	19.1%	6,110円	0円	1	6,110円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	2,818人	19.6%	7,088円	+61円	1.15	7,027円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上、200万円未満の人	1,847人	12.9%	7,821円	+122円	1.26	7,699円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上、350万円未満の人	1,385人	9.6%	9,165円	+244円	1.46	8,921円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上、450万円未満の人	285人	2.0%	9,471円	+245円	1.51	9,226円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上、590万円未満の人	150人	1.0%	11,426円	+61円	1.86	11,365円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が590万円以上、680万円未満の人	58人	0.4%	11,853円	+488円	1.86	11,365円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が680万円以上、750万円未満の人	31人	0.2%	11,976円	+611円	1.86	11,365円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上、1,000万円未満の人	65人	0.5%	12,831円	+550円	2.01	12,281円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	110人	0.8%	13,748円	+550円	2.16	13,198円

()は低所得者の保険料を軽減した後の乗率です。